

# 農業用施設整備“結”支援事業について

## 農業用施設整備“結”支援事業とは

町内会が実施する農業用施設の保全活動に対して、U字溝等の材料を支給し町内会活動を支援する事業です。

## 支給回数及び範囲

支給回数は1町内会当たり年度1回を原則とし、町内会で年度内に施工できる範囲（水路延長）の資材を支給いたします。

## 要 望

支給を受けたい町内会は、別紙「原材料支給要望書」に施工予定箇所の写真と位置図を添付して提出下さい。提出された要望書により事業内容の審査をし、その結果を通知いたします。支給決定通知と併せて資材等発注書を送付しますので、各町内会より業者へ発注書を提出して下さい。

## 施 工

資材の支給を受けた場合には、**必ず年度内（3月中旬まで）に施工完了**してください。なお、施工する場所は官地部分とし、民地と接する部分については**民地所有者の承諾を得てから**実施するようにしてください。また、用（排）水路を施工する場合は、管理する土地改良区との協議を行ったうえで施工してください。

## 完 了 届

施工完了後は、速やかに別紙「完了届」及び起点・終点を含めた完了後の写真を提出してください。

お問い合わせ先：白河市役所 農林整備課 農林整備係

TEL22 - 1111（内線 2265）